

これは当方弁護士と金型屋社長の尋問やりとりの一部です。

弁護士:「一般的に問題のない成形品の製造が確認された場合、重ねてトライを行うことはありますか。」

金型屋社長:「特にないですね。そうですね。」

弁護士:「5月24日にトライして良品ができたなら、それを確認してもらう形でトライアンドエラーを繰り返しますよね。良品が確認されていない場合でないと重ねてトライをすることはないということですか。」

金型屋社長:「そうですね、はい。」

弁護士:「5月24日の●●製作所でのトライにより、ポケドラ部品として問題のない成形品が製造されたのですね。」

金型屋社長:「はい。」

弁護士:「確認されたから、5月24日のトライが最後のトライということですか。」

金型屋社長:「そうですね、はい。」

弁護士:「トライは9回と先ほどもおっしゃっていましたので、5月24日が9回目のトライ、つまり最後のトライということですね。」

金型屋社長:「そうですね、はい。」

弁護士:「では、5月31日に豊橋信用金庫の方との話し合いの際、試作品を持っていったのですね。」

金型屋社長:「はい。」

弁護士:「あなたの主張によれば、その試作品の確認はしてもらえなかったということですね。」

金型屋社長:「はい。」

弁護士:「この5月31日時点で問題のないポケドラ部品ができていたのですか。」

金型屋社長:「そうですね、はい。そう認識しています。」

弁護士:「だから、6月以降にトライを行っていないということですね。」

金型屋社長:「そうですね。」

弁護士:「ポケドラ部品ができているのであれば、6月以降のトライは必要ないということですよ。」

金型屋社長:「はい。」

弁護士:「逆にポケドラ部品が5月31日時点でできていなければ、6月以降もトライが必要になりますね。」

金型屋社長:「できていなければ、ですね、はい。必要です。」

弁護士:「ではお尋ねします。佐津川モールドは令和4年6月7日●●製作所においてポケドラ部品のトライを行っていますね。はいか、いいえで教えてください。」

金型屋社長:「はい。」

弁護士:「令和4年6月7日に佐津川モールドが●●製作所でポケドラ部品のトライを行ったことに間違いないですね。」

金型屋社長:「はい。」

弁護士:「なぜ、今回の裁判で令和4年6月7日のトライの事実を主張しなかったのですか。」

金型屋社長:「そうですね。そこから金型自体の変化点がありませんので、5月24日の製品を見ていただければ話が早いので、その後の製品トライについては、製品の変化がありませんので、そこは話ししていないだけです。」

弁護士:「しかし、5月31日の成形品がうまくできているのだったら、6月以降のトライは必要ないと言いましたよね。」

金型屋社長:「はい。」

弁護士:「ですが、6月7日にトライを行っているのですよね。」

金型屋社長:「はい。」